

株式会社ディー・エヌ・エーに対する排除措置命令について

平成23年6月9日
公正取引委員会

公正取引委員会は、株式会社ディー・エヌ・エー（以下「ディー・エヌ・エー」という。）に対し、独占禁止法の規定に基づいて審査を行ってきたところ、次のとおり、不公正な取引方法の第14項（競争者に対する取引妨害）に該当し同法第19条の規定に違反する行為を行っていたとして、本日、同法第20条第2項の規定に基づき、排除措置命令を行った（別添排除措置命令書参照）。

1 違反行為者

| | |
|-------|--|
| 名 称 | 株式会社ディー・エヌ・エー |
| 所 在 地 | 東京都渋谷区代々木四丁目30番3号 |
| 代 表 者 | 代表取締役 南場 智子 |
| 事業の概要 | 携帯電話向けソーシャルネットワークキングサービス ^(注1) を運営し、ソーシャルゲーム ^(注2) を自ら提供する又は他の事業者を提供させる事業等 |

(注1) 登録ユーザー（会員として登録した者をいう。）間の交流のための通信機能を備え、ゲーム等のアプリケーションソフトにおいても、当該機能を利用することが可能な携帯電話向けウェブサイトを提供するサービスをいう。

(注2) 携帯電話向けソーシャルネットワークキングサービスを通じてその登録ユーザーに提供されるゲームであって、登録ユーザー間の交流のための通信機能を利用することが可能なものをいう。

2 違反行為の概要

ディー・エヌ・エーは、特定ソーシャルゲーム提供事業者^(注3)に対し、GREE^(注5)を通じてソーシャルゲームを提供した場合に当該特定ソーシャルゲーム提供事業者がモバゲータウン^(注6)を通じて提供するソーシャルゲームのリンクをモバゲータウンのウェブサイトに掲載しないようにすることにより、GREEを通じてソーシャルゲームを提供しないようにさせていた。

(注3) ソーシャルゲーム提供事業者^(注4)のうちディー・エヌ・エーがソーシャルゲームの提供において有力な事業者であると判断して選定した者をいう。

(注4) ソーシャルゲームを提供する事業者（ディー・エヌ・エー及びグリー株式会社を除く。）をいう。

(注5) グリー株式会社の運営する携帯電話向けソーシャルネットワークキングサービスをいう。

(注6) ディー・エヌ・エーの運営する携帯電話向けソーシャルネットワークキングサービスをいう。

なお、ディー・エヌ・エーは現在、当該サービスを「M o b a g e」と称している。

3 排除措置命令の概要

(1) ディー・エヌ・エーは、前記2の行為を行っていない旨を確認すること及び今後当該行為と同様の行為を行わない旨を、取締役会において決議しなければならない。

(2) ディー・エヌ・エーは、前記(1)に基づいて採った措置を、モバゲータウンを通じてソーシャルゲームを提供している事業者及びグリー株式会社に通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。

| | |
|--------|---|
| 問い合わせ先 | 公正取引委員会事務総局審査局第五審査 電話 03-3581-1779（直通） |
| ホームページ | http://www.jftc.go.jp/ |

(3) ディー・エヌ・エーは、今後、ソーシャルゲーム提供事業者に対し、他の事業者の運営する携帯電話向けソーシャルネットワーキングサービスを通じてソーシャルゲームを提供した場合には当該ソーシャルゲーム提供事業者がモバイルタウンを通じて提供するソーシャルゲームのリンクをモバイルタウンのウェブサイトに掲載しないようにすることにより、他の事業者の運営する携帯電話向けソーシャルネットワーキングサービスを通じてソーシャルゲームを提供しないようにさせる行為を行ってはならない。

(4) ディー・エヌ・エーは、今後、次の事項を行うために必要な措置を講じなければならない。

ア 自社の運営する携帯電話向けソーシャルネットワーキングサービスに係るソーシャルゲーム提供事業者との取引に関する独占禁止法の遵守についての行動指針の作成又は改定

イ 自社の運営する携帯電話向けソーシャルネットワーキングサービスに係るソーシャルゲーム提供事業者との取引に関する独占禁止法の遵守についての、役員及び従業員に対する定期的な研修並びに法務担当者による定期的な監査